

IV ドキュメント通関（輸出入）のシステム化

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. ドキュメント通関（輸出入）のシステム化の概要

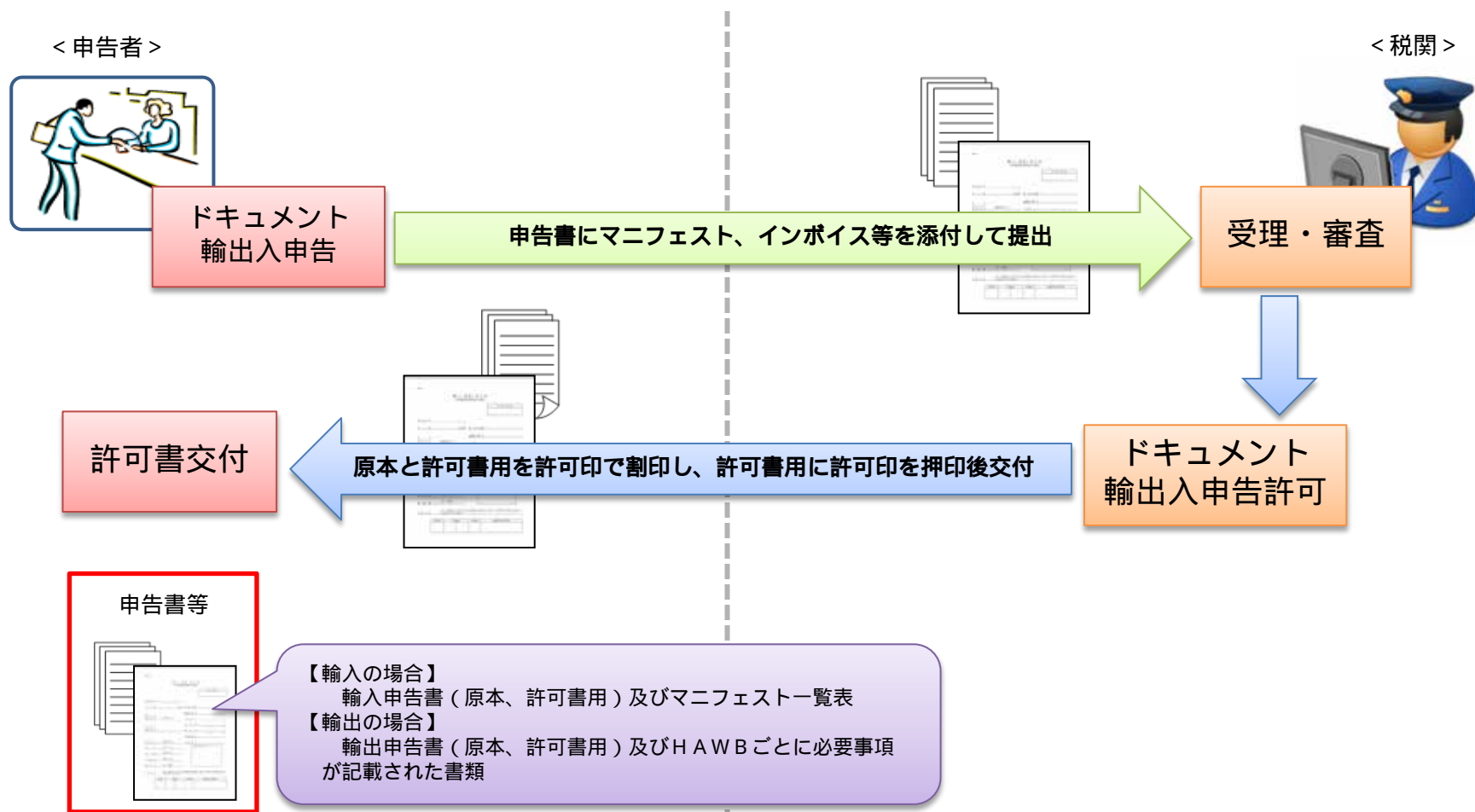
ドキュメント通関対象貨物について、NACCSの利用による電子的な通関を可能とする。

区 分	概 要
1. 個別検討事項	ドキュメント通関対象貨物の輸出入通関申告について、NACCSを利用して電子的に行うことを可能とすることを検討する。
2. 対象貨物	NACCSにおいて利用可能な輸出入通関申告について、以下の対象貨物を新たに追加することを検討する。 <ul style="list-style-type: none">・ 航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント）・ 航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）
3. 現状の問題点	<ul style="list-style-type: none">・ ドキュメント通関対象貨物は、マニュアル申告となるため、利用者が税関に赴く必要があり書類等に不備があった場合、その都度手作業による訂正・差替えが生じるため利用者の負担となっている。・ ペーパーレス化の妨げの一つとなっている。
4. 次期仕様	上記2. に掲げる手続きについて、NACCSにおける申告対象貨物として追加する方向で検討を行う。

2. ドキュメント通関（輸出入）の現状

< 現状 >

現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めている。このため、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



検 討

ドキュメント通関貨物における輸出入通関申告をNACCSで実現させることについて、改めて利用者の利便性等を考慮し検討した結果、当該申告は全輸出入申告の1%程度であり個別業務としてシステム開発を行ったとしても、十分な利用は見込まれず、費用対効果が得られない可能性があることから個別業務によるシステム化の対応は実施しないこととする。



第6次NACCSにおける対応（案）

第6次NACCSでは、ドキュメント通関の個別業務によるシステム化は実施せず、汎用申請業務の対象として追加を行うことにより対応する。

なお、これにより、ペーパーレス化が可能となる。